

物 件 明 細

物件番号	所在地 (住居表示)	堺市北区中村町14番1の一部 (堺市北区中村町113番地付近)	地目	田	交通 機関	近鉄南大阪線「布忍駅」 南西 約1,200m	最 低 使用料 (年額)	861,400円/年	
1									
土地の概要					特記事項				
面積	使用許可対象面積 348.09 m ²				<p>1 平面駐車場(コインパーキングを含む)等、平面利用を想定しております。</p> <p>(お問い合わせ先) 大阪府鳳土木事務所 都市みどり課 電話072-273-0123(代)</p> <p>2 使用開始日は、令和6年4月1日からとします。使用期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとし、公用・公共用として使用の必要性や使用状況を勘案して支障がないと大阪府が判断する場合に限り、使用者の求めに応じ、令和6年4月1日より3年を限度として毎年度更新許可を行います。</p> <p>3 易燃性若しくは爆発性物件の保管又は設置はできません。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する廃棄物その他の悪臭、騒音等を発する物件の保管又は設置はできません。</p> <p>4 対象地への車両等の出入りについては、大阪府富田林土木事務所、大阪府鳳土木事務所及び大阪府北堺警察署と協議し、許可を得てください。 なお、アスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、大阪府鳳土木事務所と協議し、その整備等に要する費用は全て使用者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府富田林土木事務所 管理課 電話 0721-25-1131(代) 大阪府鳳土木事務所 都市みどり課 電話072-273-0123(代) 大阪府北堺警察署 交通課 電話 072-250-1234(代)</p> <p>5 雨水や汚水の排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。排水等の処理については、堺市と協議してください。 (お問い合わせ先) 堺市上下水道局サービス推進部給排水設備課 電話 072-250-8945</p> <p>6 対象地付近の電柱及び電線等の移設又は撤去はできません。</p>				
接面道路 の状況	東側：府道・幅員約9.7m～約10.9m・舗装有・高低差無								
法令に 基づく 制限	市街化調整区域内								
	都市 計画法	用途地域	—						
		地域地区	—						
		建ぺい率	60%	容積率	200%				
その他 の 法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法(大泉緑地) ・建築基準法 								
その他条件									
供給 処理 施設 の 状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号					
		対象地周辺	対象地内						
	公営 水道	本管	引込管	堺市上下水道局サービス推進部給排水設備課 072-250-4697					
		有	無						
	電気	配電線	引込線	関西電力送配電(株)コンタクトセンター 0800-777-3081					
		有	無						
都市 ガス	本管	引込管	大阪ガス(株)導管情報センター 06-6202-2141						
	有	無							
公共 下水道	本管	引込管	堺市上下水道局サービス推進部給排水設備課 072-250-8945						
	有	無							

(裏面に続く)

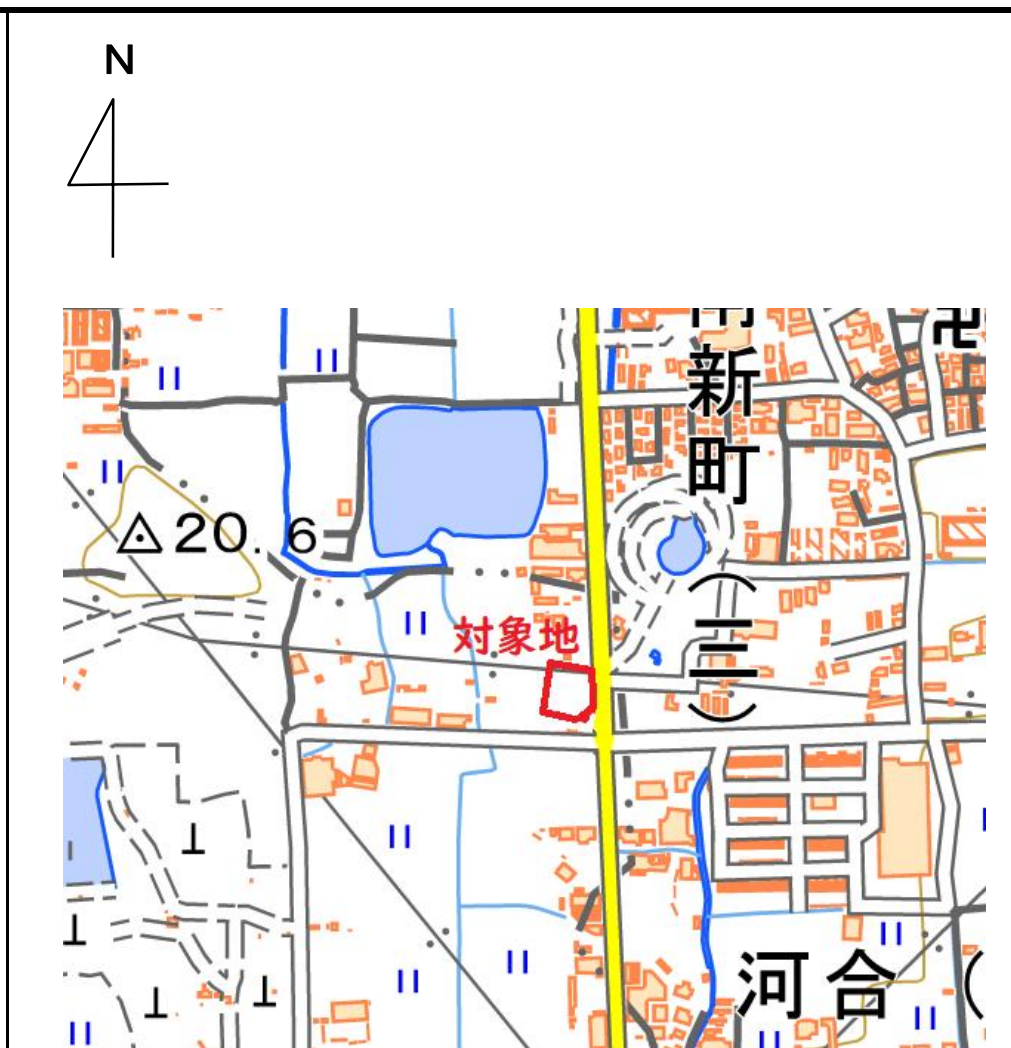
特記事項

- 7 電気の引込みについては、大阪府鳳土木事務所及び関西電力送配電株式会社と協議してください。また、電気の引込みに伴う協議及び費用等は、全て使用者の負担となります。
(お問い合わせ先)
大阪府鳳土木事務所 都市みどり課 電話 072-273-0123(代)
関西電力送配電(株) コンタクトセンター 電話 0800-777-3081
- 8 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。
また、上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。
なお、撤去又は移動に必要な費用等については、使用者の負担となります。
- 9 対象地は、過去の公募により落札された現使用者がいます。
現使用期間は最長で令和6年3月31日までとなっておりますので、本公募による使用開始日は令和6年4月1日からとなります。
また、現地に設置されている施設の一部は、現使用者の所有施設であり、使用期間満了までに撤去される予定ですが、それらの施設を継続して使用される場合は、使用開始日までに予め現使用者と譲渡等の協議を行ってください。ただし、屋根がある施設については、今回の公募条件に合致しないため、継続して使用できません。
なお、大阪府は現使用者と本公募により決定された使用者との譲渡契約等には一切関与しません。
- 10 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て使用者において行ってください。
- 11 対象地外の府所有地(管理フェンスの周辺など)についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。

(1)位置図 (物件番号:第1号)



出典:国土地理院ウェブサイト



出典:国土地理院ウェブサイト

(2) 平面図 (物件番号: 第1号)

